２　法第十条の九第一項の申請が、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十五条の規定による妊娠の届出と併せて行われるとき又は当該妊娠の届出が既に行われているときは、前項の申請書に記載するとされた事項のうち当該妊娠の届出に記載したものについては、同項の規定にかかわらず、同項の申請書に記載することを要しない。

（法第十条の十三第一項の届出）

第一条の四の三　法第十条の十三第一項の規定による届出は、出産予定日の八週間前の日（同日前に出産、死産又は流産した場合はその日）以降に、次に掲げる事項を市町村に提出してするものとする。

一　氏名、住所地、生年月日及び電話番号

二　胎児の数

三　当該妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の名称

四　その他市町村長が必要と認める事項

（法第十条の十四第二項の内閣府令で定める方法）

第一条の四の四　法第十条の十四第二項の内閣府令で定める支払の方法は、妊婦給付認定者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該者の預金、貯金への振込み又は小切手の振出しの方法とする。

（妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知）

第一条の四の五　市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。

第一章の三　［略］

（認定の申請等）

第二条　法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

［二～四　略］

［2～5　略］

第一章の四　［略］

第四款　教育・保育等に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条　法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第二に掲げる項目に関するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第一章の二　［同上］

（認定の申請等）

第二条　法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

［二～四　同上］

［2～5　同上］

第一章の三　［同上］

第四款　教育・保育に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条　法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第二に掲げる項目に関するものとする。